

1 応募資格

次のすべての要件を満たす方

(1) 保育士の登録を受けていること、又は令和８年３月までに登録される見込みであること
（神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。）

(2) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。

※欠格事由については申込書で確認してください。

2 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 保育業務
- ② その他保育園運営に必要な業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	川上保育園（横浜市戸塚区川上町４－９）
勤務日	ローテーション制による月～土曜日のうち週５日勤務（週 30 時間勤務） 休日、１月１日、１月２日、１月３日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日を除く
勤務時間	次の各勤務時間のローテーション ・ ６：５０～１３：５０ ・ ７：００～１４：００ ・ ７：２０～１４：２０ ・ ７：３０～１４：３０ ・ ７：４５～１４：４５ ・ ８：００～１５：００ ・ ８：３０～１５：３０ ・ ９：００～１６：００ ・ １０：３０～１７：３０ ・ １１：００～１８：００ ・ １１：３０～１８：３０ ・ １１：４０～１８：４０ ・ １２：００～１９：００ ・ １２：１０～１９：１０ ※休憩時間（１時間）を含む。
給与	月額 220,300 円 ※令和 7 年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末手当、勤勉手当、通勤費用（実費相当額※上限あり）を別途支給
休暇	年次休暇、夏季休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険：加入 横浜市職員厚生会：任意加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大 4 回))

3 募集期間

令和 8 年 1 月 23 日から 2 月 6 日まで

4 募集人員

若干名

5 応募方法

次の必要書類を、戸塚区こども家庭支援課に提出してください。(郵送または持参)

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

書類の記載不備がある場合、書類の受理はいたしますが選考の対象外となります。書類の記載不備等が無いよう、ご確認の上、ご提出ください。

(1) 会計年度任用職員申込書 (第 1 号様式)

(2) 保育士証の写し

(令和 8 年 3 月までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。

なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。)

※ 持参の場合は開庁時間内 (月～金曜日 8 時 45 分～17 時) に 2 階 8 番窓口に提出してください。

※ 申込書類が届いているかどうかの問い合わせには応じません。

6 選考方法等

(1) 面接選考 申込者に対して実施します。選考日、会場、集合時間等の詳細は申込者に別途通知します。

令和 8 年 2 月 17 日に実施予定ですが、応募人数によっては別指定日で実施する場合がございます。

※ 選考試験を欠席した場合は辞退とみなします。

※ 選考会場までの交通費は自己負担です。

(2) 健康診断 面接選考に合格された方には、採用後に健康診断を受診していただきます。(日程は別途連絡)

7 合否決定及び採用・不採用通知

令和 8 年 3 月上旬以降に順次郵送で連絡します。

※合否に関わらず選考対象者全員に文書で結果を通知します。電話、E メール等での問い合わせには応じません。

8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、

当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

9 その他

- (1) 令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。
- (2) 任用にあたっては、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

10 申込・問合せ先

戸塚区こども家庭支援課（戸塚区役所2階8番窓口）担当 速水、小幡
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16番地17
TEL 045-866-8485